



健康的な天然木材の床

フローリング・ニュース

発行所：一般社団法人日本フローリング工業会
編集責任者：広報法務委員長 石本勝範

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 6F
TEL 03-3868-0971 FAX 03-3868-0972 <http://www.j-flooring.jp/>

合法伐採木材流通促進法（クリーンウッド法）の概要と運用について

国内に流通する全ての木材等を対象としてクリーンウッド法が平成29年5月20日に施行されました。フローリングに関係する部分は次の通りです。

1. 法律の対象とする木材等

①木材：	丸太、ひき材及び角材、単板及び突板、合板、単板積層材及び集成材、木質ペレット、チップ状又は小片材の木材
②家具、紙等の物品：	「フローリングのうち基材に木材を使用したもの」のほか、家具や紙等
③フローリングの詳細：	基材に少しでも木材を使用したものが対象
④フローリングの基材：	フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに防湿及び不陸緩和を目的として積層された材料以外のもの
⑤一度使用された木材等：	法律の対象外
⑥床施工時に使用する物品：	巾木、床見切り縁は法律の対象外

2. 木材関連事業者：

国内で流通する木材等を取り扱う業者が対象となり、木材関連事業者は取り扱う全ての木材・木製品の合法性の確認を行う

①第一種木材関連事業者：	国内で最初に木材等の譲り受け等を行う木材関連事業者
②第二種木材関連事業者：	木材関連事業者のうち第一種木材関連事業者以外の業者

3. 合法性の確認の方法

1) 第一種木材関連事業者：	樹種・伐採国、合法証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認 ・合法性確認に至らなかった木材等は確認の表示をしない
2) 第二種木材関連事業者：	購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

4. 木材関連事業者の登録

登録実施機関に対して申請を行い、登録を受けることができる。

①第一種木材関連事業者：	全ての事業部門と木材等の種類について登録を行う
②第二種木材関連事業者：	木材等を取り扱う事業部門ごとや木材等の種類を限定して登録を行うことができる

5. 譲渡時の措置（納品書等の提供）に記載する合法性確認に関する標記の例

製品：	フローリング
仕様：	基材が合板
合法性に関する表記：	①合法性確認済 （一社）日本フローリング工業会第〇〇〇〇号 ②確認に至らず



施工流通部会からの報告

1. 施工流通部会総会

①平成29年10月5日（木）

静岡県浜松市内のホテル

41名参加

②森部会長挨拶

各地で合同PRを行い施工の会員が頑張っているが、文教施設等にシートフロアが使用されることは、木質フロアの仕事が減るのでそのようにならないように、ムクフローリングの良さをPRして仕事の確保に繋げていきたい。



その後、各部会、委員会などから事業報告があった後、各支部の情報交換が行われ、北海道・東北支部は独自の活動として3月に道庁、市役所等にムクフローリングをPR、関東甲信越支部は2020年まではマンションの活況が続くと見込まれるので、引き続きフローリングのPRが大切、中部支部はフローリングの出荷は改善しているが気を引き締めて頑張っていく、近畿・中国・四国支部は、10月27日に合同PRを実施してムクフローリングの良さを説明する、九州支部は、会員の情報交換を行ってフローリングのPRに努める等の情報提供がありました。

議事のあと、(株)はあもにいの大野社長から、就職難から採用難の時代へ社会情勢が変化している中で、人材の見極め方と育成が大切とする講演がありました。

2. 会員向け情報発信

部会長が会員向けに建設通信新聞等を活用して、法定福利未加入問題、適正な施工確保のための技術者の職務明確化等有効な情報を編集して発信（12月8日現在38回）

新たなJAS制度のポイント

平成29年6月16日にJAS改正が行われ、新たなJAS制度がスタート

新たなJAS制度のポイントは次の通り

1. 新たなJASは、
 - ①製品そのもの
 - ②事業者による製品の取扱い方法
 - ③事業者の経営管理方法
 - ④製品の試験方法
 など、多様な規格を制定可能



2. 品質や仕様を揃える平準化のツールとしてだけでなく、事業者や地域の差別化・ブランド化のツールとして活用
3. 全国一律の基準に加え、特定の地域、特定の事業者を対象とする規格にも対応
4. JAS改正の手続きは、これまでの農林水産消費安全技術センター（通称：FAMIC）を通じた定期的な改正に加え、民間からの提案を規格化する枠組みを整備
5. なお、民間からの提案による規格の制定は、案件ごとに事業者・団体や産地・地域、自治体、研究機関、学識経験者等に加え、農林水産省やFAMICからなる官民連携の体制で対応

中川前施工流通部会長が黄綬褒章を受章

中川協栄木材(株)会長は、長年にわたって木質フローリングの流通や施工に携わり、業界の発展に貢献したことが認められました。施工流通部会長時代には、フローリング張り標準仕様書改定や普及定着にご尽力されたほか、地域の小学生にも分かりやすくムク木材の良さをPRするなどの活動が評価されました。

中川会長は、理事会で「今年の秋の叙勲において黄綬褒章という身に余る賞を頂きました。これもひとえに理事の皆様方のご支援があってこそであります。また、すばらしい記念品を頂き有難うございました。」と挨拶しました。



理事会報告

7月理事会開催される

平成29年7月13日(木)

市川会長が 合同PR時のメンテナンスの重要性を強調

市川会長が消費者庁のササクレ問題報告を受けて、合同PRで市町村を訪問したときには、体育館の維持管理にはメンテナンスが重要であることを市町村窓口担当者に十分説明してほしいと挨拶しました。

7月理事会において、木質フローリングの輸入販売を行っている株式会社 東京工営(下元社長)、ウッドワールド株式会社(鈴見社長)の正会員入会が承認されました。

また、平成29年5月20日に施行されたクリーンウッド法の会員向け説明会については、同法の運用方法が政府から示されれば、それを受けて速やかに開催することを確認しました。

さらに、マルコマ(株)石本社長が春の叙勲で黄綬褒章を受章されたことから、有志一同から記念品を贈呈いたしました。

12月理事会開催される

平成29年12月5日(火)

国土交通省の 公共建築工事標準仕様書改訂案の提出を了承

市川会長は、東京、名古屋、大阪で合同PRを毎年実施しているが、木質フローリングの需要は、地方自治体の施設整備費の削減、体育館のササクレ問題などがあり厳しい状況が続いていることから、PRの仕方を工夫してほしいと挨拶した。

また、平成29年12月5日に開催された12月理事会において、国土交通省からの要請を受けて検討していたA種、B種、C種の違いなど県庁、市役所の担当者に理解しやすい改正案の作成について、技術委員会提案が了承されました。工業会としては、今後他の工業会とも意見交換したうえで、国土交通省に説明することになりました。

この他、理事会の有志による中川俊勝前施工流通部会長の黄綬褒章受章記念品贈呈がありました。

新設住宅着工戸数の最近の動向

2016年度の新設住宅着工戸数は97万戸(前年度比5.8%増)と、前年度の92万戸より5万戸増加した。8%への消費増税で14年度は90万戸を割ったが、その後2年連続で増えて増税前の駆け込み需要が出た13年度(98万戸)の水準まで回復。その中身を利用関係別で見ると貸家が4万戸増えており、全体の増加幅はほとんどこの分野で埋まっている。戸建分譲は8千戸増(同6.7%)となったものの、持ち家は7千戸増(同2.6%)となった。

現在も続く16年初からのマイナス金利により貸家と戸建て分譲の建設環境は良好で、そこに相続税対策や生産緑地法の改正なども相まって貸家の着工は今も衰えていない。持ち家は今年度に入って微減傾向が続き、市場に活気が出ない状況が長期的に続いている。



近畿・中国・四国支部だより

千葉利男 近畿・中国・四国支部（株式会社大晃）

近年の日本の国産材利用率について、国土の7割が山（森林）でありながら国内で消費される木材のうち約70%が海外の輸入材であり、わずか30%程が国産材という状況であります。

戦後、人の手によって植えられ育った人工林も利用時期を迎えつつありますが、林業家にとっては採算性が悪い・労働力の低下に加え資金不足などの理由から市場に出回る機会も少なく発電関連の燃料に使われているのが現状です。

国内産自給率を高めるために政府としても公共建築物での利用、また林野庁が展開している「木づかい運動」に賛同し大手企業でも国産スギの端材を割箸に加工利用したり、また、CLTのような新しい材料の普及に向けた動きにも取り組んでいます。人々の身近な存在になるにはまだまだ私達の業界でも尽力しなければならないところだと思います。

国産材をもっと身近に～木材を建築資材にとどまらず多様に利用することを考える必要性がある中で、

先日、「森の力が人の心を癒す・森林セラピー」を科学的に実証された医学博士の宮崎良文先生の講演を拝聴いたし、感銘を受けました。

現代のストレス社会において、緊張状態が続き、我々は知らずに体調を崩してしまう傾向にあります。しかし、自然環境（要素）に接することで生理的にリラックスし免疫機能も改善され疫病を予防し、健康の維持に繋がるのです。

宮崎先生のお話では、人間は～人間になってから約600～700万年が経過していますが、その99.99%を自然の中で過ごしてきました。その為人は自然に対応した体を持ち、また自然は、人を自然（ナチュラル）に戻してくれるのだという事です。

今まで、感覚的に語られてきたに過ぎない森林効果ですが、科学的に数値化されることで本当の意味での心身の健康づくりに活かされる画期的な研究といえます。

建築業界に携わる者の一人として、今後も幅広く木材を普及させ、人々の生活に自然（ナチュラル）をもっと身近に感じて頂けるよう努力をして参ります。

ひとこと

中川俊勝 近畿・中国・四国支部（協栄木材株式会社）

私もフローリングに関わりを以て50数年となりますが、昔と今では大きく変わったと思います。我々がフローリングに関わった時は寸法も尺貫法で「長さは尺」「幅は寸」「厚みは分」で通っておりましたが、昭和40年にメートル法に変わりましたし、フローリングは無垢の材だけでしたが、今は複合の床材が主流となり施工方法も変わった中で、湿式のフローリングブロックは工法から無くなって来ましたが、有った事は覚えていて欲しいと思います。フローリングは踏まれて踏まれてなんぼの商売だと思いますので、これからも業界の皆様方の柔軟な考えで進んで下さい。



●広報法務委員

委員長 石本 勝範

委員 岩見 和也 委員 矢野 伸和

委員 清見 謙造 委員 當舎 弘造

●会員動向 平成29年12月25日時点

正会員 55社

賛助会員 20社

合計 75社

●告知板

3月6日(火) …平成30年度通常総会

編集後記

今年も残りわずかとなりました。今年もクリーンウッド法の施行や国交省の標準仕様書改正案作成などいろいろありましたが、会員の皆様方の支援により乗り切ることが出来ました。木質フローリングの業界は、市町村の施設整備費の確保が難しく大変ですが、フローリングの良さが消費者の皆様にもさらに理解されるよう頑張ります。

